⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	47.8％
株式	40.2％
短期資産	1.7％
その他	10.3％
合計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　0.0％（一時金）

0.275％（年金）

長期期待運用収益率　1.93％

〔重要な債務負担行為〕

施設整備費補助金により、以下の工事契約を締結しております。

⑴　三重職業能力開発促進センター実習場建替その他工事監理業務

契約金額	9,720,000円
当期支払確定額	0円
次期以降支払額	9,720,000円

⑵　三重職業能力開発促進センター実習場建替その他建築工事

契約金額	399,060,000円
当期支払確定額	259,577,000円
次期以降支払額	139,483,000円

⑶　三重職業能力開発促進センター実習場建替その他電気設備工事

契約金額	74,055,600円
当期支払確定額	14,811,000円
次期以降支払額	59,244,600円

⑷　三重職業能力開発促進センター実習場建替その他機械設備工事

契約金額	52,920,000円
当期支払確定額	21,168,000円
次期以降支払額	31,752,000円

⑸　三重職業能力開発促進センター実習場建替その他昇降機設備工事

契約金額	7,506,000円
当期支払確定額	0円
次期以降支払額	7,506,000円

⑹　宮崎職業能力開発促進センター実習場建替その他工事監理業務

契約金額	12,960,000円
当期支払確定額	0円
次期以降支払額	12,960,000円

⑺　宮崎職業能力開発促進センター実習場建替その他建築工事

契約金額	487,965,600円
当期支払確定額	267,631,000円
次期以降支払額	220,334,600円

⑻　宮崎職業能力開発促進センター実習場建替その他電気設備工事

契約金額	62,424,000円
当期支払確定額	12,484,000円
次期以降支払額	49,940,000円

⑼　宮崎職業能力開発促進センター実習場建替その他機械設備工事

契約金額	42,984,000円
当期支払確定額	8,596,000円
次期以降支払額	34,388,000円

⑽　宮崎職業能力開発促進センター実習場建替その他昇降機設備工事

契約金額	12,430,800円
当期支払確定額	4,972,000円
次期以降支払額	7,458,800円

上記⑴～⑽合計額

契約金額　計	1,162,026,000円
当期支払確定額　計	589,239,000円
次期以降支払額　計	572,787,000円

〔重要な後発事象〕

１．雇用促進住宅の一括売却について

雇用促進住宅については、「規制改革推進のための３か年計画」（平成19年６月22日閣議決定）により、遅くとも平成33年度までにすべての譲渡・廃止を完了することとされております。このため、一部の雇用促進住宅を除き、全国1,106宿舎を東西２ブロックに分け、それぞれ一括で売却することとした一般競争入札の公告を平成28年５月31日に行ったところです。なお、最低売却価格（一部職員宿舎等含む）については63,944,170,190円（東日本29,165,914,000円、西日本34,778,256,190円）、開札日については平成28年10月12日であり、引渡日については平成29年３月31日を予定しております。

また、当該一般競争入札の対象外となった住宅については、引き続き譲渡等業務を進めていくこととし、譲渡または廃止するまでの間の管理運営を行っていくこととしております。

２．厚生年金基金の代行部分の返上について

厚生年金基金の代行部分について、平成28年４月１日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識します。なお、このことに伴う影響額は未定です。

３．熊本地震に係る影響について

平成28年４月14日に発生した熊本地震の影響により、熊本職業能力開発促進センターの実習棟はじめ近隣の施設が損傷する等の被害が発生いたしました。このことに伴う建物の一部及び訓練用機器等の損害に係る復旧工事費用等については、現在調査中です。

〔区分経理〕

機構法第16条及び附則第５条第８項に基づき、高齢・障害者に係る経理（高齢・障害者雇用支援勘定）、障害者の職業能力開発に係る経理（障害者職業能力開発勘定）、納付金関係業務に係る経理（障害者雇用納付金勘定）、特定求職者の支援業務に係る経理（認定特定求職者職業訓練勘定）、宿舎等業務に係る経理（宿舎等勘定）及びその他の業務に係る経理（職業能力開発勘定）とに区分しております。